# 令和6年度

# 群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

# 目 次

第一	応募資格及び通学区域1	5 志原	勇先の変更及び志願の取消し8
ı	応募資格	6 検査	鼋(学力検査等)8
	通学区域	7 選抜	友方法9
2	晒子区域	8 合格	8者の発表9
		9 選抜	5日程9
第2	2 入学者選抜の種類及び期日1		
		第7	追検査9
第3	3 全日制課程選抜2	1	食査の対象9
1	実施校及び募集定員2		長人員9
2	出願の制限		5手続
3	出願手続		〔
4	志願先の変更		5方法
5	志願の取消し		3者の発表
_	検査(学力検査等) 4	0 01	3日の先衣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	,,		
7	選抜方法	第8	全日制課程再募集10
8		I 再募	§集の実施10
9	選抜日程5	2 出原	頁の制限10
		3 出原	頁手続10
第4	4 フレックススクール選抜5	4 志原	質の取消し11
ı	実施校及び募集定員5	5 検査	≦(面接等)11
2	出願の制限5	6 選抜	友方法
3	出願手続5	7 合格	8者の発表11
4	志願先の変更5		5日程11
5	志願の取消し		
6	検査(学力検査等)	第9	コレックファク 山玉首体 11
7	選抜方法	<b>弟</b> 9	フレックススクール再募集11
8	合格者の発表		§集の実施11
9	選抜日程		頁の制限11
•		3 出原	頁手続12
	and the state of t	4 志原	類の取消し12
第	5 定時制課程選抜6	5 検査	至(面接等)12
I	募集定員6	6 選抜	5方法12
2	出願の制限6	7 合格	8者の発表12
3	出願手続7	8 選抜	5日程12
4	志願先の変更7		
5	志願の取消し7	第10	定時制課程再募集及び追加募集12
6	検査(面接等)7	-,	
7	選抜方法7	第10	- A 再募集12
8	合格者の発表7	I 再募	§集の実施12
9	選抜日程7	2 出原	頁の制限12
		3 出原	頁手続12
第6	5 連携型選抜8	4 志原	頁の取消し12
		5 検査	፩(面接等)13
I	実施校8	6 選抜	5方法13
2	出願の制限8	7 合格	8者の発表13
3	募集人員8		5日程13

第	I O - B 追加募集13
ı	追加募集の実施13
2	出願の制限等13
3	選抜方法等13
第	通信制課程選抜13
I	実施校13
2	出願の制限14
3	出願手続14
4	出願期間14
5	選抜方法14
6	合格者の発表14
7	その他14
第	I 2 海外帰国者入学者選抜14
ı	募集定員14
2	応募資格14
3	出願の制限15
4	出願手続15
5	志願先の変更15
6	志願の取消し15
7	検査(学力検査等)15
8	選抜方法15
9	合格者の発表15
第	I 3 外国人生徒等入学者選抜15
ı	募集定員15
2	応募資格16
3	出願の制限16
4	出願手続16
5	志願先の変更16
6	志願の取消し16
7	検査(学力検査等)16
8	選抜方法16
9	合格者の発表16

付記	隣接県の隣接する学区・地域からの出願17
付記2	県外居住者の一家転住等の特別な事情による出願 . 17
付記3	県外居住者の2月6日以降の一家転住による出願.17
付記4	海外帰国者又は外国人生徒等の2月6日以降の帰国
	又は来日に伴う出願18
付記5	障害等のある受検者への配慮18
付記6	「学校別選抜結果一覧」の郵送方法等18
別記 I	「入学願書」等の作成について19
別記2	「インタビューシート」の作成について20
別記3	「調査書」の作成について20
別 表	令和6年度群馬県公立高等学校生徒募集定員 22
様 式	
資 料	Ⅰ 群馬県公立高等学校に係る通学区域について 42
	2 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定 44
各高等学	- 校の選抜方法等について45
高等学校	₹の学科の概要47
令和6年	- 度群馬県公立高等学校入学者選抜日程・問合せ先 48

## 令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

群馬県立の各高等学校並びに前橋市立前橋高等学校、高崎市立高崎経済大学附属高等学校、桐生市立商業高等学校、 太田市立太田高等学校及び利根沼田学校組合立利根商業高等学校(以下「高等学校」という。)の令和6年度入学者選抜 は、この要項によって実施する。

## 第 | 応募資格及び通学区域

#### I 応募資格

次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若 しくは令和6年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは令和6年3月修了見込 みの者

イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月に該当する見込みの者

#### 2 通学区域

全県一区(資料1、42ページ~)とする。

## 第2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は次のとおりとする。

選抜の種類		事 項	期 日		
	入学願書	<b>書等受付</b>	令和6年2月 2日(金)、2月 5日(月)		
	第一回志	·願先変更	令和6年2月 8日(木)		
・全日制課程選抜	第2回点		令和6年2月 4日(水)		
・フレックススクール選抜「		学力検査等実施	令和6年2月21日(水)、2月22日(木)		
・定時制課程選抜 <sup>2</sup>	本検査	于万依且守天池	(定時制課程選抜は、2月21日(水)のみに実施する。)		
・連携型選抜3		合格者発表	令和6年3月 5日(火)		
	追検査	学力検査等実施	令和6年3月 6日(水)		
		合格者発表	令和6年3月11日(月)		
・全日制課程再募集	入学願書等受付		令和6年3月 4日(木)、3月 5日(金)		
・フレックススクール再募集	検査(面	接等)実施	令和6年3月19日(火)		
・定時制課程再募集	合格者発表		令和6年3月25日(月)		
・定時制課程追加募集	出願期間		令和6年3月27日(水)、3月28日(木)		
・通信制課程選抜	出願期間		令和6年3月11日(月)~3月28日(木)		

なお、フレックススクールにおいては、秋季入学のための入学者選抜を行うことができることとし、選抜日程及び 実施要項等については別途定めるものとする。

<sup>「</sup>フレックススクール選抜(追検査、再募集を含む。)とは、フレックススクールである県立前橋清陵高等学校、県立太田フレックス高等学校の2校を対象とする選抜である(ただし、通信制課程を除く。)。

<sup>2</sup> 定時制課程選抜(追検査、再募集及び追加募集を含む。)とは、フレックススクールを除く高等学校の定時制課程が行う選抜である。

<sup>3</sup> 連携型選抜とは、連携型中高一貫教育を行う高等学校及び中学校間の選抜である。

## 第3 全日制課程選抜

#### | 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、別表(22ページ~)のとおりとする。

なお、連携型選抜(8ページ~)を実施する高等学校の募集定員は、連携型選抜による合格者数を含めた数とする。

#### 2 出願の制限

- (I) | 校 | 学科(又は系・コース)に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、 高等学校長が第2志望を認める場合には、第 | 志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記 | ( | 7ページ) による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記 2 ( | 7ページ) 又は付記 3 ( | 7ページ~) による。

#### 3 出願手続

- (I) 志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イ及びウを、出身又は在学中の中学校等の校長(以下「中学校長等」という。)を経由して、志願する学校の高等学校長に提出する。
  - ア 「入学願書」及び「受検票」(様式 | | 及び様式 | 2、25ページ)

入学願書及び受検票は、別記 I (19%-ジ~)により、「ぐんま電子申請受付システム」を利用して作成する。志願者の写真(正面上半身脱帽で令和 5 年 1 0 月 1 日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2 か所に同一のものを貼付する。)は、所定の欄への貼付(縦 4 cm、横 3 cmとする。)又は「ぐんま電子申請受付システム」における電子データの登録(縦:横の比は 4 : 3 とする。)のいずれかとする。

県立高等学校を志願する場合の受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・払込書による場合は、「県立学校受検料払込書(全日制高等学校、中央中等教育学校)」(様式 | 3 |、40ページ)に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。

なお、市・学校組合立高等学校を志願する場合の受検料の納付については、それぞれの設置者が定めるところによる。

- イ 「インタビューシート」⁴(様式2、26ページ)
  - インタビューシートの作成に当たっては、別記2(20ページ)を参照する。
- ウ 「出願に係る調査用紙」(高等学校長が必要とした場合のみとし、調査内容は実技検査等を実施するために 必要な事項とする。また、様式は高等学校長が定める。)
- (2) 中学校長等は、志願者の「調査書」(様式3-I、27ページ)を、当該志願者の提出書類と合わせて高等学校長に提出する。

なお、調査書の作成に当たっては、別記3(20ページ~)を参照する。

(3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者が出願する場合は、調査書に代えて当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類(成績等を含むもの)を提出するものとする。また、出願時に海外に居住している場合は、帰国後の居住地を確認することができる書類(様式は特に定めない。)を提出するものとする。

<sup>4</sup> インタビューシートとは、当該高等学校·学科等を志願する理由や学校内外の活動歴などについて記入し、面接の際に参考とするものである。

- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者が出願する場合は、調査書に代えて同認定試験の「認定証明書及び調査書(いずれも文部科学大臣が交付する。)」の写しを提出するものとする。
- (5) 入学願書等受付は、2月2日(金)午前9時~午後4時、2月5日(月)午前9時~正午に、各高等学校で行う。ただし、県外居住者で、2月6日(火)以降に保護者の転勤に伴う一家転住が確定した場合については、付記3(17ページ~)による。また、海外帰国者又は外国人生徒等で、2月6日(火)以降に帰国又は来日が決まった場合については、付記4(18ページ)による。
- (6) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」(様式 | -2、25ページ)を交付する。
- (7) 障害のある者や病気等の者で、中学校等で配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合については、付記5(18ページ)による。

#### 4 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は学科等を変更しようとする者(同一校における志願の学科等を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又はフレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。)は、2月8日(木)午前9時~午後4時30分及び2月 | 4日(水)午前9時~午後4時30分の各日時にそれぞれ | 回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。志願先の変更手続等は、次による。

- (I) 変更しようとする者は、中学校長等を経由して、「志願先変更願」(様式4-I、29ページ)及び交付された「受検票」を、既に志願した学校の高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式4-2、29ページ)の交付を受けた後、新たに出願手続をとらなければならない。
- (2) 当該高等学校長は、「志願先変更願」が提出された場合には、「志願先変更証明書」を交付する。
- (3) 変更しようとする者は、交付された「志願先変更証明書」、新たな「入学願書」及び「インタビューシート」を、 中学校長等を経由して、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。

なお、受検料については、県立高等学校間の場合及び同一校において志願する学科等を変更する場合並びに2回目の変更で、受検料が既に設置者に納付されている場合には、「志願先変更証明書」の提出をもってこれに代えることができるが、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間の変更の場合には、設置者が定める受検料を新たに納付する。

(4) 中学校長等は、当該志願者の「調査書」を、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。

#### 5 志願の取消し

- (1) 志願の取消しは、次の手続による。
  - なお、手続は、2月20日(火)午後4時までに行うものとする。
  - ア 取消しを希望する者は、中学校長等を経由して、「志願辞退届」(様式5-1、30ページ)及び交付された「受検票」を、志願した学校の高等学校長に提出する。
  - イ 当該高等学校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」(様式5-2、30ページ) を交付する。
- (2) 既に納付した受検料は還付しない。
- (3) この手続により志願を取り消した者が、全日制課程再募集、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

#### 6 検査(学力検査等)

(I) 志願者は、2月21日(水)に行う学力検査及び2月22日(木)に行う面接等の全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

なお、高等学校長が必要とした場合には、学力検査及び面接等に加えて、実技検査、作文、小論文のうちから、 高等学校長が定めた検査を受けなければならない。

- (2) 学力検査は、次のア~ウのとおりとする。
  - ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。)」、「社会」及び「理 科」の5教科について実施する。
  - イ 学力検査の配点は、各教科 I O O 点とする。ただし、学校・学科等により、傾斜配点を行う場合は、この限りではない。また、学力検査の各教科内の点数配分は、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。
  - ウ 学力検査の各教科の検査時間は50分間とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間 期日	9:30~ 10:20	10:45~	12:00~	昼	3:50~   4:40	5:05~   5:55
2月21日(水)	国語	数学	英語	食	社会	理科

(3) 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規(三角定規も可)、下敷き(高等学校長が携帯を指示した場合に限る。)とする。また、必要に応じて腕時計(計算・通信機能等の付いていないものに限る。)を携帯することもできる。

なお、検査問題の解答に参考となるもの(格言、四字熟語や英単語、公式や角度等を記入してあるもの等)は 携帯できない。その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

- (4) 面接等は、集団面接、個人面接、英語面接、パーソナル・プレゼンテーション<sup>5</sup> のうちから高等学校長が定めるものとする。
- (5) 学力検査以外の検査に係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。

## 7 選抜方法

- (I) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書、5教科の学力検査、志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接等及び高等学校長が定めた検査の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、各高等学校の志願してほしい生徒像に基づき、学力検査、面接等、高等学校長が定めた検査及び調査書の各検査項目について、それぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
- (3) 高等学校長は、募集定員の I 0 ~ 5 0 %を「特色型」、5 0 ~ 9 0 %を「総合型」とし、全ての受検者を対象に 2 つの型による選抜を行うものとする。この場合、まず、受検者全員を対象に「特色型」又は「総合型」のいず れか一方の型により判定して合格者を決め、続いて、その合格者を除いた受検者全員を対象にもう一方の型により判定して合格者を決めることとする。

なお、「特色型」に限り、検査項目の比重の異なる複数の区分を設けて選抜を行うことができるものとする。

(4) 高等学校長は、上記(2)、(3)に係る選抜方法等について、学校・学科等の特色に応じて、学科等ごとに設定することができる。

<sup>5</sup> パーソナル・プレゼンテーションとは、あらかじめ高等学校が示したテーマについて、口頭発表や簡単な実技などにより自己表現を行う検査である。

(5) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

#### 8 合格者の発表

高等学校長は、3月5日(火)午前 I O時に、合格者の受検番号を県教育委員会が指定したWebページに掲載する。また、高等学校長は、「学校別選抜結果一覧」(様式6、3 I ページ)を、各中学校長等宛てに郵送(簡易書留とする。)する。郵送方法等については、付記6(I 8ページ)による。

なお、中学校長等からあらかじめ申請のあった場合には、「学校別選抜結果一覧」を、各高等学校で交付することもできる。

## 9 選抜日程

事 項	期日	備考
入学願書等受付、調査書提出	2月 2日(金)、	2月2日は午前9時から午後4時までとし、2月5日は午
八子帜音守文门、嗣且音灰山	2月 5日(月)	前9時から正午までとする。
第   回志願先変更受付	2月 8日 (木)	午前9時から午後4時30分までとする。
第2回志願先変更受付	2月   4日(水)	一門で呼がら一後4時30万よじとする。
学力検査等実施	2月21日(水)、	前記6による。
于刀铁且守天心	2月22日(木)	flj aL O による。
合格者発表	3月 5日(火)	前記8による。

## 第4 フレックススクール選抜

#### 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、別表(22ページ~)のとおりとする。

## 2 出願の制限

- (I) |校|部に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、高等学校長が第2志望を認める場合には、第 | 志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) 全日制課程選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記 | ( | 7ページ) による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2(17ページ) 又は付記3(17ページ~)による。

## 3 出願手続

「第3 全日制課程選抜 3 出願手続」(2ページ~)に準ずる。ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・払込書による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」(様式 I 3 2、4 I ページ)に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を 貼付する。

## 4 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は部を変更しようとする者(同一校における志願の部を変更し

ようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は他のフレックススクール選抜、全日制課程選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。)は、2月8日(木)午前9時~午後4時30分及び2月 | 4日(水)午前9時~午後4時30分の各日時にそれぞれ | 回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。

なお、志願先の変更手続等については、「第3 全日制課程選抜 4 志願先の変更」(3ページ)に準ずる。 ただし、全日制課程選抜を実施する県立高等学校へ変更する場合は、次のいずれかの方法により受検料を納付する。

- ・払込書による場合は、「県立学校受検料払込書(全日制高等学校、中央中等教育学校)」(様式 | 3 |、40ページ)に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙) を貼付する。

また、市・学校組合立高等学校へ変更する場合は、設置者が定める受検料を納付する。

#### 5 志願の取消し

「第3 全日制課程選抜 5 志願の取消し」(3ページ)に準ずるものとし、この手続により志願を取り消した者が、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集及び定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校との間にわたる場合を除く。

#### 6 検査(学力検査等)

「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)」(4ページ)に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。)」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは上記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。

## 7 選抜方法

「第3 全日制課程選抜 7 選抜方法」(4ページ~)に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。)」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは左記5教科のうち高等学校長が指定した教科とする。

### 8 合格者の発表

「第3 全日制課程選抜 8 合格者の発表」(5ページ)に準ずる。

## 9 選抜日程

「第3 全日制課程選抜 9 選抜日程」(5ページ)に準ずる。

## 第5 定時制課程選抜

#### | 募集定員

実施校及び募集定員については、別表(22ページ~)のとおりとする。

## 2 出願の制限

- (I) | 校 | 学科に限り出願できる。ただし、同一高等学校において、複数の学科を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第 | 志望に加え第2志望も志願することができる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜に出願している者、並びに高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記 | ( | 7ページ) による。

(4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2(17ページ) 又は付記3(17ページ~)による。

#### 3 出願手続

「第4 フレックススクール選抜 3 出願手続」(5ページ)に準ずる。 なお、市立高等学校を志願する場合の受検料は、設置者の定めるところによる。

## 4 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は学科等を変更しようとする者(同一校における志願の学科を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。)は、2月8日(木)午前9時~午後4時30分及び2月14日(水)午前9時~午後4時30分の各日時にそれぞれ1回、合計2回まで志願先の変更を行うことができる。

なお、志願先の変更手続等については、「第4 フレックススクール選抜 4 志願先の変更」(5ページ~) に準ずる。

#### 5 志願の取消し

「第4 フレックススクール選抜 5 志願の取消し」(6ページ)に準ずる。

#### 6 検査(面接等)

(I) 志願者は、2月2 | 日(水)に行う面接及び作文の全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

なお、高等学校長が必要とする場合には、面接及び作文に加えて、学力検査を受けるものとする。この場合の 学力検査は、「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科とし、各高等学校独 自の問題とする。

- (2) 面接及び作文等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。
- (3) 面接及び作文等を受検する際の携帯品は、高等学校長が定める。

## 7 選抜方法

- (I) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び志願者から提出されたインタビューシートを参考として 実施する面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して 選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

#### 8 合格者の発表

「第3 全日制課程選抜 8 合格者の発表」(5ページ)に準ずる。

## 9 選抜日程

事 項	期日	備考
入学願書等受付、調査書提出	2月 2日(金)、	2月2日は午前9時から午後4時までとし、2月5日は午
八子帜音守文门、嗣且音灰山	2月 5日(月)	前9時から正午までとする。
第   回志願先変更受付	2月 8日 (木)	午前9時から午後4時30分までとする。
第2回志願先変更受付	2月14日(水)	一十門「時から十後年時」の方は「こりる。
検査(面接等)実施	2月21日(水)	前記6による。
合格者発表	3月 5日(火)	前記8による。

## 第6 連携型選抜

#### | 実施校

群馬県立尾瀬高等学校、群馬県立万場高等学校及び群馬県立嬬恋高等学校とする。

#### 2 出願の制限

沼田市立利根中学校及び片品村立片品中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立尾瀬高等学校に、神流町立中里中学校及び上野村立上野中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立万場高等学校に、嬬恋村立嬬恋中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立嬬恋高等学校に出願できる。

なお、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第 | 志望に加え第2志望も志願することができる。

#### 3 募集人員

定めない。

#### 4 出願手続

- (I) 志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イ及びウを、在学中学校長を経由して、志願する学校の高等学校長に 提出する。
  - ア 「入学願書」及び「受検票」(様式 | | 及び様式 | 2、25ページ)

入学願書及び受検票は、別記 I (19%-ジ~)により、「ぐんま電子申請受付システム」を利用して作成する。志願者の写真(正面上半身脱帽で令和 5 年 10 月 1 日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2 か所に同一のものを貼付する。)は、所定の欄への貼付(縦 4 cm、横 3 cmとする)又は「ぐんま電子申請受付システム」における電子データの登録(縦:横の比は 4:3 とする)のいずれかとする。

また、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・払込書による場合は、「県立学校受検料払込書(全日制高等学校、中央中等教育学校)」(様式 | 3 |、40ページ)に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。
- イ 「インタビューシート」(様式2、26ページ)
  - インタビューシートの作成に当たっては、別記2(20ページ)を参照する。
- ウ 「報告書」(高等学校長が必要とした場合のみ提出するものとし、内容等については高等学校長が定める。)
- (2) 中学校長は、当該志願者の「卒業見込証明書」(様式3-2、28ページ)を、高等学校長に提出する。
- (3) 入学願書等受付は、2月2日(金)午前9時~午後4時、2月5日(月)午前9時~正午に、各高等学校で行う。
- (4) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」(様式 I 2、25ページ)を交付する。
- (5) 障害のある者や病気等の者で、中学校等で配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合については、付記5 (18ページ)による。

## 5 志願先の変更及び志願の取消し

「第3 全日制課程選抜 4 志願先の変更、5 志願の取消し」(3ページ)に準ずる。

#### 6 検査(学力検査等)

(I) 志願者は、2月21日(水)に行う学力検査及び2月22日(木)に行う個人面接又はパーソナル・プレゼン テーションの全ての検査を、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、 受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

- (2) 学力検査は、次のア~ウのとおりとする。
  - ア 各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。)」、「社会」及び「理科」 の5教科、若しくは上記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。
  - イ 学力検査の配点は、各教科 I O O 点とする。ただし、学校・学科等により、傾斜配点を行う場合は、この限りではない。また、学力検査の各教科内の点数配分は、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。
  - ウ 学力検査の各教科の検査時間は50分間とし、学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	9:30~	0:45~	1 2:00~	昼	13:50~	5:05~
期日	10:20	1:35	1 2:50		14:40	5:55
2月21日(水)	国語	数学	英 語	食	社会	理科

- (3) 個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションに係る実施形態及び検査時間は、高等学校長が定めるものとする。
- (4) 学力検査及び個人面接又はパーソナル・プレゼンテーションを受検する際の携帯品は、「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)(3)」(4ページ)に準ずる。

## 7 選抜方法

「第3 全日制課程選抜 7 選抜方法(I)、(2)」(4ページ)に準ずる。ただし、学力検査は、各高等学校とも 県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「英語(リスニングを含む。)」、「社会」及び「理科」の5教科、若しくは 上記5教科のうち高等学校長が指定した教科とする。

#### 8 合格者の発表

「第3 全日制課程選抜 8 合格者の発表」(5ページ)に準ずる。

#### 9 選抜日程

「第3 全日制課程選抜 9 選抜日程」(5ページ)に準ずる。

## 第7 追検査

### I 追検査の対象

全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜に出願した者のうち、学校保健安全 法施行規則第 | 9条で出席停止の扱いが定められている感染症に感染し、本検査当日に受検できない者及び本検査 当日の事故や交通遮断などの本人の責に帰さない理由により受検できない者で、当該選抜の全てを受検できない状 況となり、志願先高等学校・学科等の当該選抜における追検査の受検を希望する者。

#### 2 募集人員

若干名とし、当該高等学校の募集定員には含めない。

#### 3 申請手続

- (I) 対象者のうち追検査の受検を希望する者は、追検査の受検の意思を、2月22日(木)の午前9時までに、中学校長等を通じて志願先高等学校長に伝える。あわせて、「追検査受検申請書」(様式8-I、34ページ)を、交付済みの「受検票」の写しとともに、2月27日(火)の正午までに、中学校長等を通じて志願先高等学校長へ提出する。
- (2) 「追検査受検申請書」等を受理した高等学校長は、その内容を確認し、「追検査受検承認書」(様式8-2、34ページ)を交付する。

#### 4 検査(学力検査等)

(I) 志願者は、3月6日(水)に、出願した当該選抜に準じた検査の全てを受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」及び「追検査受検承認書」を提示するものとする。ただし、全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜の追検査における学力検査の各教科の検査時間は40分とし、学力検査の日程は、次のとおりとする。なお、「英語」の検査問題にリスニングは含まず、面接等は学力検査修了後に実施する。

時間期日	9:00~ 9:40	9:55~ I 0:35	10:50~ 11:30	昼	12:20~ 13:00	3: 5~  3:55
3月6日(水)	国語	数学	英 語	食	社 会	理科

- (2) 検査場は、以下のとおりとする。
  - 全日制課程選抜、フレックススクール選抜及び連携型選抜
    - ・群馬県総合教育センター 所在地 伊勢崎市今泉町 1-233-2

電 話 (0270) 26-9211

- 〇 定時制課程選抜
  - ・志願先高等学校

#### 5 選抜方法

- (I) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び志願者から提出されたインタビューシートを参考として実施する面接等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

#### 6 合格者の発表

高等学校長は、3月 | |日(月)午前 | 0時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

## 第8 全日制課程再募集

#### Ⅰ 再募集の実施

全日制課程選抜及び連携型選抜合格者発表後、学校全体(全日制課程)で5人以上の欠員がある場合に実施する。

#### 2 出願の制限

- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集に出願している者及び高等学校に在籍している者の出願は認めない。また、全日制課程選抜又は連携型選抜を受検した同一の高等学校への出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、付記 | ( | 7ページ) による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願する場合は、付記2(17ページ)による。

## 3 出願手続

「第3 全日制課程選抜 3 出願手続」(2ページ~)に準ずる。ただし、「インタビューシート」の提出は不要

とし、入学願書等受付は、3月 | 4日(木)午前9時~午後4時、3月 | 5日(金)午前9時~正午に、各高等学校で行う。

## 4 志願の取消し

- (I) 「第3 全日制課程選抜 5 志願の取消し(I)及び(2)」 (3ページ) に準ずる。ただし、手続は、3月 I 8日 (月) 午後 4 時までに行うものとする。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

## 5 検査(面接等)

- (I) 志願者は、面接及び作文等による検査の全てを、志願先の高等学校又はその高等学校が指定した場所で受けなければならない。また、受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
- (2) 面接及び作文等は、3月19日(火)に行うものとし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。
- (3) 面接及び作文等を受検する際の携帯品は、「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)(3)」(4ページ)に準ずる。

#### 6 選抜方法

- (I) 高等学校長は、中学校長等から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科 等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

#### 7 合格者の発表

高等学校長は、3月25日(月)午前 | 0時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

### 8 選抜日程

事項	期日	備考
\	3月14日(木)、	3月14日は午前9時から午後4時までとし、3月15日
入学願書等受付、調査書提出	3月   5日(金)	は午前9時から正午までとする。
検査(面接等)実施	3月19日(火)	前記5による。
合格者発表	3月25日(月)	前記7による。

## 第9 フレックススクール再募集

#### Ⅰ 再募集の実施

フレックススクール選抜合格者発表後、部単位で5人以上の欠員がある場合に実施する。

#### 2 出願の制限

- (1) 「第8 全日制課程再募集 2 出願の制限(1)、(3)及び(4)」(10ページ)に準ずる。
- (2) 全日制課程再募集又は定時制課程再募集に出願している者及び高等学校に在籍している者の出願は認めない。 また、フレックススクール選抜を受検した同一の高等学校への出願は認めない。ただし、フレックススクール選

抜を受検した部(第2志望を認めている場合は第2志望も含む。)と異なる部への出願は認めるものとする。

#### 3 出願手続

「第8 全日制課程再募集 3 出願手続」(IOページ~)に準ずる。ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・払込書による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」(様式 I 3 2、4 I ページ)に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- ・群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を 貼付する。

## 4 志願の取消し

- (I) 「第8 全日制課程再募集 4 志願の取消し(I)」(IIページ)に準ずる。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校との間にわたる場合を除く。

#### 5 検査(面接等)

「第8 全日制課程再募集 5 検査(面接等)」(||ページ)に準ずる。

#### 6 選抜方法

「第8 全日制課程再募集 6 選抜方法」(11ページ)に準ずる。

#### 7 合格者の発表

「第8 全日制課程再募集 7 合格者の発表」(||ページ)に準ずる。

## 8 選抜日程

「第8 全日制課程再募集 8 選抜日程」(||ページ)に準ずる。

## 第10 定時制課程再募集及び追加募集

## 第10-A 再募集

## Ⅰ 再募集の実施

定時制課程選抜合格者発表後、学校全体(定時制課程)で、5人以上の欠員がある場合に実施する。

## 2 出願の制限

- (1) 「第8 全日制課程再募集 2 出願の制限(1)、(3)及び(4)」(10ページ)に準ずる。
- (2) 全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者の出願は認めない。また、定時制課程選抜を受検した同一の高等学校への志願は認めない。

## 3 出願手続

「第9 フレックススクール再募集 3 出願手続」(12ページ)に準ずる。

## 4 志願の取消し

「第9 フレックススクール再募集 4 志願の取消し」(12ページ)に準ずる。

#### 5 検査(面接等)

「第5 定時制課程選抜 6 検査(面接等)」(7ページ)に準ずる。ただし、面接及び作文等は、3月19日(火)に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

#### 6 選抜方法

「第5 定時制課程選抜 7 選抜方法」(7ページ)に準ずる。

## 7 合格者の発表

高等学校長は、3月25日(月)に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。 なお、発表時刻については、高等学校長が定めるものとする。

## 8 選抜日程

「第8 全日制課程再募集 8 選抜日程」(||ページ)に準ずる。

## 第10-B 追加募集

#### Ⅰ 追加募集の実施

定時制課程再募集の結果、合格者が募集定員に満たない場合に実施する。

なお、入学願書等受付は、3月27日(水)午前9時~午後4時、3月28日(木)午前9時から正午に、各高 等学校で行う。

## 2 出願の制限等

「第IO-A 再募集 2 出願の制限」(I2ページ)に準ずる。ただし、既に受検した定時制課程高等学校への志願は認めないものとする。

なお、「入学願書」には、受検料として950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。

#### 3 選抜方法等

高等学校長が定めるものとする。

## 第 | | 通信制課程選抜

### I 実施校

○ 群馬県立前橋清陵高等学校所在地 前橋市文京町2-20-3普通科(男女)、衛生看護科<sup>6</sup>(男女)電 話 (027)22 I-3073

○ 群馬県立高崎高等学校 所在地 高崎市八千代町2-4-1普通科(男女) 電 話 (027)324-0074

○ 群馬県立桐生高等学校普通科(男女)所在地 桐生市美原町 I - 3 9電 話 (0 2 7 7) 4 5 - 2 7 5 6

○ 群馬県立太田フレックス高等学校所在地 太田市下田島町 | 243 - |普通科(男女)電話 (0276)3 | -8047

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 衛生看護科に出願できる者は、前橋清陵高等学校と技能連携を結んでいる准看護学校の在学者(令和6年度入学予定者を含む。)又は卒業者 に限る。

#### 2 出願の制限

- (I) | 校 | 学科に限り出願できる。
- (2) 全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集及び定時制課程追加募集に出願している者並びに高等学校に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記 | ( | 7ページ) による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校を志願する場合は、付記2(17ページ)による。

#### 3 出願手続

志願者は、「第 | 応募資格及び通学区域 | 応募資格」(|ページ)のア及びイに応じて、「入学願書」 (実施校所定の用紙による。)及び次に掲げるもののうち該当するもの | 部(厳封とする。)を提出する。

- ・アに該当する者は、「調査書」(様式3-1、27ページ)
- ・イに該当する者は、修学した学校の成績証明書及び修了(卒業)証明書

#### 4 出願期間

3月 | |日(月)から3月28日(木)までとする。

#### 5 選抜方法

高等学校長は選抜方法等を定め、原則として提出された書類の審査によって選抜を行うこととする。

#### 6 合格者の発表

合格者の発表の方法等については、高等学校長が定めるものとする。

#### 7 その他

- (I) 詳細については、実施校に問い合わせる。
- (2) 「入学願書」及び「志願者案内」等については、実施校から受け取る。

## 第 1 2 海外帰国者入学者選抜

日本国籍を有する海外帰国者のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール 選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、海外帰国者入学者選抜によることができる。

#### | 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、 弾力的に扱うことができるものとする。

#### 2 応募資格

次の(I)及び(2)に該当する者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外にとどまる場合、身元引受人は 県内居住者とする。

- (1) 県内に居住又は居住予定で、次のア又はイのいずれかに該当する者
  - ア 保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあっては、原則として、海外での生活が2年以上で、令和4年4月1日 以降に帰国した者
  - イ 中国等の海外から、原則として令和3年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子

- (2) 次のア~エのいずれかに該当する者
  - ア 中学校等を卒業した者又は令和6年3月に中学校等を卒業見込みの者
  - イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者
  - ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した 者又は令和6年3月までに修了見込みの者
  - エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

## 3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

## 4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、入学願書受付期間又はそれ以前に、「海外帰国者入学者選抜申請書」(様式 9 、 3 5 ページ)及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」(出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。)を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあっては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類 (成績等を含むもの)」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあっては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書 及び調査書(いずれも文部科学大臣が交付する。)」の写しの提出をもって、「調査書」の提出に代えることができる。

#### 5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

## 6 志願の取消し

志願する選抜における「志願の取消し」に準ずる。

#### 7 検査(学力検査等)

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)」(4ページ)に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「国語」、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「社会」に替えて「作文」(内容等については高等学校長が定める。)及び「理科」に替えて「面接」を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

## 8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査(学力検査等)」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

#### 9 合格者の発表

志願する選抜における「合格者の発表」に準ずる。

## 第 1 3 外国人生徒等入学者選抜

外国人生徒等<sup>7</sup>のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課 程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、外国人生徒等入学者選抜によることができる。

#### 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、 弾力的に扱うことができるものとする。

<sup>7</sup> 外国人生徒等とは、外国籍を有する者又は国籍に関わらず日本語以外の言語文化を持つ者とする。

#### 2 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 県内に居住又は居住予定で、次のア又はイのいずれかに該当する者
  - ア 外国籍を有する者にあっては、令和6年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で6年以内の者
  - イ 日本語以外の言語文化を持ち、中学校等において出願時に日本語の習得に係る個別の指導を受けている者若 しくは日本語の習得に係る個別の指導が必要であると中学校長等又は県教育委員会が認めた者

#### (2) 次のア~エのいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業した者又は令和6年3月に中学校等を卒業見込みの者

- イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和6年3月までに修了見込みの者
- ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した 者又は令和6年3月までに修了見込みの者
- エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

#### 3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

#### 4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、入学願書受付期間又はそれ以前に、「外国人生徒等入学者選抜申請書」(様式 | 0 - 1 、 | 0 - 2 のいずれか、36、37ページ)及び「来日後の居住地を確認することができる書類」(出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。)を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあっては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類 (成績等を含むもの)」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあっては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書及び調査書(いずれも文部科学大臣が交付する。)」の写しの提出をもって、「調査書」の提出に代えることができる。

## 5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

## 6 志願の取消し

志願する選抜における「志願の取消し」に準ずる。

## 7 検査 (学力検査等)

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査(学力検査等)」(4ページ)に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「国語」に替えて「作文」(日本語によるものとし、内容等については高等学校長が定める。)、「社会」及び「理科」に替えて「面接」(日本語又は英語による。)を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

#### 8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査(学力検査等)」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

#### 9 合格者の発表

志願する選抜における「合格者の発表」に準ずる。

## 付記 | 隣接県の隣接する学区・地域からの出願

隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校に出願する場合は、次のとおりとする。

日 埼玉県、栃木県の隣接する学区・地域からの出願については、「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」(資料2、44ページ)及び同協定の細部協定に基づき、隣接する学区・地域として指定された学区・地域内の高等学校とする。 茨城県についても同様に扱うものとする。

なお、細部協定については、令和5年 | | 月中を目途に締結される予定であるので、志願を予定している高等学校等に問い合わせることとする。

2 出願に伴う提出書類については、当該選抜の出願に必要な提出書類のほか、本県以外の公立高等学校に出願しない旨を中学校長等が証明する「併願しない証明」(様式は特に定めていない)とする。

## 付記2 県外居住者の一家転住等の特別な事情による出願

県外居住者で、一家転住等の特別な事情がある場合は、次のとおりとする。

- I 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の高等学校に出願しようとする者は、その事由を証明する 資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」(様式 I I、38ページ)を、中学校長等を経由して志願先高等学校 長に提出し、入学願書等受付期間以前に志願先高等学校長の承認を得なければならない。ただし、保護者の転勤に伴 う一家転住で、転居先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として扱うことができる。
- 2 事由を証明する資料については、次のア~エのうちいずれか | つとする。
- ア 入学時までに新築した住宅に一家転住する場合は、建築許可に関する書類の写し
- イ 入学時までに賃貸住宅等に一家転住する場合は、賃貸契約を証明する書類の写し
- ウ 入学時までに保護者の転勤が明らかで、転居先が未定の場合については、保護者の所属長が発行した転勤証明書 又はその写し
- エ その他やむを得ない事情がある場合は、その事由を証明するもの
- 3 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」が提出された場合には、その可否 について速やかに中学校長等を経由して当該者に通知する(様式は特に定めていない。)。
- 4 出願に伴う提出書類については、当該選抜の出願に必要な提出書類とする。

## 付記3 県外居住者の2月6日以降の一家転住による出願

県外居住者で、2月6日(火)以降に、保護者の転勤に伴う一家転住が確定し、全日制課程選抜、フレックススクール選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は、次のとおりとする。

- Ⅰ 応募資格は、「第 Ⅰ 応募資格及び通学区域 Ⅰ 応募資格」(Ⅰページ)に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者又は本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者(合格し入学を辞退した者を含む。)とする。
- 2 入学願書等の受付は、2月 | 6日(金)午前9時~午後4時、2月 | 9日(月)午前9時~正午に、各高等学校で 行う。
- 3 出願に伴う提出書類は、当該選抜の出願に必要な提出書類のほか、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等 学校出願申請書」(様式 I I 、38ページ)とする。

4 高等学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立高等学校出願申請書」が提出された場合には、その事由等を審査し、出願者として受け付けるか否かを決定する。

なお、一家転住先が未定の場合は、保護者の転勤先の会社等の所在地を居住地として扱うことができる。

## 付記4 海外帰国者又は外国人生徒等の2月6日以降の帰国又は来日に伴う出願

海外帰国者又は外国人生徒等のうち、2月6日(火)以降に帰国又は来日が決まり、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜又は定時制課程選抜に出願しようとする場合は、次のとおりとする。

- □ 応募資格は、「第 □ 応募資格及び通学区域 □ 応募資格」( □ ページ)に示す資格を有し、かつ、本県以外の公立高等学校に出願していない者又は本県以外の公立高等学校への出願を辞退した者(合格し入学を辞退した者を含む。)とする。
- 2 入学願書等の受付は、2月 | 6日(金)午前9時~午後4時、2月 | 9日(月)午前9時~正午に、各高等学校で 行う。
- 3 出願に伴う提出書類は、当該選抜の出願に必要な提出書類のほか、「帰国又は来日時期を証明する書類」(パスポートの写し等)及び「帰国又は来日後の居住地を確認することができる書類」を添付するものとする。

なお、海外帰国者入学者選抜又は外国人生徒等入学者選抜に出願しようとする場合は、上記に加えて、それぞれの 選抜の出願に必要な提出書類も提出するものとする。

## 付記5 障害等のある受検者への配慮

障害のある者や病気等の者で、中学校等で配慮や支援を受けている者が受検するに当たり、障害や病気等の状況・程度により配慮が必要な場合は、次のとおりとする。

Ⅰ 中学校長等は、当該志願者の志願先高等学校が決定した時点で、志願先高等学校に連絡するとともに、原則として 出願のⅠ週間前までを目途に、「受検上の配慮に係る状況報告書」(様式Ⅰ2、39ページ)を志願先高等学校長宛て に提出し、配慮の申出を行う。

なお、受検上の措置を必要としない場合であっても、入学後に学校施設についての配慮や生活介助員の補助等が必要となる場合は、中学校長等は出願以前に志願先高等学校長に連絡し、当該志願者の状況等を伝え、対応等について協議を行う。

2 高等学校長は、中学校長等から配慮の申出があった場合は、障害や病気等の状況・程度について、当該中学校長等と協議を行い、検査等の公正・公平が保たれ、かつ実施可能な範囲において適切な措置を講ずる。

## 付記6 「学校別選抜結果一覧」の郵送方法等

各中学校長等宛ての「学校別選抜結果一覧」の郵送については、次のとおりとする。

- Ⅰ 高等学校長は、3月5日(火)午前Ⅰ0時~正午の間に「学校別選抜結果一覧」の発送手続を行う。
- 2 中学校長等が、各高等学校での交付を希望する場合には、出願時に「学校別選抜結果一覧の受領申請書」(様式7-1、32ページ)を提出し、受領の際には「学校別選抜結果一覧の受領書」(様式7-2、33ページ)を持参する。受領に当たり、中学校長等以外の者が受領する場合には、「学校別選抜結果一覧の受領に係る委任状」(様式7-3、33ページ)も持参する。

## 別記 | 「入学願書」等の作成について

#### 1 作成方法

「ぐんま電子申請受付システム(https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/)」内の手続一覧から、公立高等学校入学者 選抜に係る手続を選択し、「入学願書」及び「受検票」の必要事項を入力して作成する。

#### 2 作成期間

「ぐんま電子申請受付システム」における手続の受付期間は、以下のとおりとする。

選 抜 等	期間
・全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び 連携型選抜 ・志願先変更、付記3及び付記4による出願	令和6年1月 9日(火)午前9時~ 2月19日(月)正午
・全日制課程再募集及びフレックススクール再募集	令和6年3月 5日(火)正午~ 3月 5日(金)正午
・定時制課程再募集及び追加募集	令和6年3月 5日(火)午後3時~ 3月28日(木)正午

#### 3 準備する物

- (I) パーソナルコンピュータやスマートフォンなど、インターネットに接続可能な環境
- (2) 志願者又は保護者が利用可能なメールアドレス
- (3) A4サイズの用紙を印刷可能なプリンタ
- (4) PDFファイルを開くためのアプリケーションソフト
- (5) 顔写真のデータ (縦4:横3)、または顔写真2枚 (縦4cm、横3cm)

## 4 作成手順

## (1) 利用者登録

ア パーソナルコンピュータの場合、「ぐんま電子申請受付システム」のページの【利用者登録】を、スマートフォンの場合は、メニューから【利用者登録】を選ぶ。

- イ 利用規約を確認の上、注意事項に従い利用者登録を行う。ここで登録したメールアドレスが、「利用者 I D」となるため、常に連絡がとれるものを入力する。
- ウ 必要事項を送信すると、【pref-qunma@s-kantan.com】からURLが記載されたメールが送信される。
- エ 受信したメールに記載されているURLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させる。

#### (2) 志願情報の入力

- ア 「ぐんま電子申請受付システム」のページで、登録した利用者IDとパスワードでログインする。
- イ 「入学者選抜」と検索し、「手続き一覧」に表示された手続きのうち、願書を作成したい選抜名を選択する。
- ウ 手続きの説明を確認した後に、必要事項を入力する。
  - ・氏名や住所は、原則、住民票のとおりとし、特に氏名の入力では、次の3点に注意する。
  - ① 保護者の氏名で利用者登録した場合、志願者の欄に保護者の氏名が表示されるため、必ず志願者の氏名を 入力し直す。
  - ② 漢字が画面上で表示されない場合は、相当する簡易な字で代替する。
  - ③ ミドルネームがある場合は、名の欄に入力する。
  - ・学校名を選択する項目では、志願する学校を先に選択することで、それ以降の入力項目が変化することがある ため、志願する内容が正しく入力できているか確認する。
  - ・第2志望の学科・コースを認める学校では、第2志望を選択する項目が表示されるので、必ずいずれかを選択 する。
  - ・志願者の写真は、システムにデータを登録する場合、印刷したときに志願者の顔が明確に識別できるものとする。登録しない場合は、【郵送などで提出する】を選択し、印刷した入学願書及び受検票に写真を貼る。
- エ 必要事項を全て入力後、【申込み】を選択する。

- (3) データのダウンロード
  - ア 整理番号及びパスワードは願書のPDFをダウンロードする際に必要となるため、控えておく。
  - イ データの出力方法は、画面に表示される【PDFファイルを出力】を選択するか、到達通知メールに記載されているURLから出力する。その際、2次元コードの下に整理番号が印字されていることを確認する。
  - ウ ダウンロード後や印刷後に誤記が判明した場合は、その願書を破棄し、手続き一覧に戻って、再度入力し、出力する。
- (4) 印刷と提出
  - ア A4サイズのコピー用紙に印刷する。
  - イ 入学願書と受検票を切り離さず、中学校等に提出する。誤記が判明し、システムでの再入力が間に合わない場合などは、誤記の部分に2本線を引き保護者の訂正印を押した後に、正しい内容を記入する。

## 別記2 「インタビューシート」の作成について

- Ⅰ 作成に当たっての注意
- (1) 志願者直筆とし、文字がはっきりと読めるよう記入する。ただし、\*の欄は、何も記入しない。
- (2) コピー(白黒)したものを提出し、本書は志願者が保管する。
- (3) 部活動等における実績や資格等を記入する際は、中学校等に確認し、大会名や成績、資格の名称等を正確に記入する。
- 2 様式

様式2(26ページ)により作成する。

- 3 記入上の留意点
- (1) | の項目には、「学校・学科等を志願する理由」を記入する。
- (2) 2の項目には、中学校や家庭、地域での活動など、「これまでの3年間を振り返って、頑張ったことや成長したと思うこと」を記入する。また、やむを得ない事情により欠席日数が多いことなど、志願先高等学校に伝えたい内容などについて記入してもよい。この場合、記載の有無や内容によって不利が生じることはない。
- (3) 3の項目には、志願先高等学校の「選抜方法等」において記入を求められた場合、質問項目を 内に記入した上で、質問への回答を記入する。記入を求められていない場合は、空欄のまま提出する。

## 別記3 「調査書」の作成について

Ⅰ 作成に当たっての注意

中学校長等は、調査書の作成を行うに当たっては、所属教員をもって調査書作成委員会を組織し、その審議を経て、特に厳正を期するものとする。また、以下の点について十分注意する。

- (1) 鮮明に記入する。なお、必要に応じてゴム印、パーソナルコンピュータ等を用いてもよい。
- (2) 記入する数字は、全て算用数字を用いる。ただし、現住所については、漢数字を用いてもよい。
- (3) 誤記等の訂正をする際は、2本線を引いて訂正し、中学校長等の印(私印)を押印する。
- (4) 提出する調査書は、原本を複写したものに、中学校長等の職印を押印したものでもよい。
- (5) 生徒氏名の表記等、記載する内容は、中学校生徒指導要録(以下「指導要録」という。)に従って記載する。
- (6) 「特別の教科 道徳」の評価は記載しない。
- (7) 部活動や学校外の活動、取得資格等については、「7 参考となる諸事項等の記録」に記載する。
- 2 様式

令和6年3月に中学校等を卒業見込みの者については、様式3-1(27ページ)により作成する。

なお、平成31年3月から令和5年3月までに中学校等を卒業した者については、「群馬県教育委員会Webページ(https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/)」に掲載されている当該年度卒業者用の様式による。また、中学校卒業後5年を経過した者については、卒業証明書及び住民票の提出をもって、調査書の提出に代えることができることとする。

3 記入上の留意点

令和6年3月に中学校等を卒業見込みの者について、留意点を示す。

(1) 「受検番号」

空欄とする。

(2) 「 | 学籍の記録」

ア 性別については、該当する性別を記入する。

- イ 現住所については、居住する都道府県名から記入する。
- (3) 「2 各教科の学習の記録」
  - ア 各教科の観点別学習状況の観点ア、イ及びウは、それぞれ「知識・技能」、「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」に対応する。
  - イ 第 I 学年及び第 2 学年の観点別学習状況及び評定は、指導要録に記載されたものを転記する。ただし、観点別学習状況の転記に当たっては、A を○とし、B 及び C は空欄とする。
  - ウ 第3学年の観点別学習状況は、I2月末までの状況を総合して評価したものを記入する。記入の方法は、前項 に準ずる。
  - エ 第3学年の評定は、12月末までの状況を総合して評定としたものを記入する。

なお、全ての生徒について5段階による評定を記入するものとし、上位より「5」、「4」、「3」、「2」、「1」とする。

オ 特別の教育課程による学習を行う生徒の第3学年の観点別学習状況及び評定は、当該生徒の教育課程及びその評価規準によって評価したものを記入する。その際、「7 参考となる諸事項等の記録」に、特別の教育課程である旨を記載する。

例:「教科〇〇は特別の教育課程による目標・内容に基づく」等

(4) 「3 総合的な学習の時間の記録」

第1~3学年における「総合的な学習の時間」について、主な学習活動及び評価の観点を踏まえて、生徒の学習 状況の特徴等を記入する。

(5) 「4 特別活動の記録」

学級活動における係名、生徒会活動における役員名、学校行事における役割等を記入する。

(6) 「5 行動の記録」

第 | 学年及び第 2 学年は指導要録に記載されたものを転記する。第 3 学年は指導要録の記載に準ずるものとし、 十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入し、他の場合は空欄とする。

(7) 「6 出欠の記録」

指導要録に準じて記入する。ただし、卒業見込みの者の第3学年の記録は、12月末日までのものを記入する。

(8) 「7 参考となる諸事項等の記録」

次のうち特記すべき事項等があれば記入する。

- ア 「 | 学籍の記録」、「 2 各教科の学習の記録」、「 3 総合的な学習の時間の記録」、「 4 特別活動の記録」、「 5 行動の記録」、「 6 出欠の記録」を補足する事項
- イ 学校生活全体にわたって見られる特徴及び性格等
- ウ 部活動等における活動状況等
  - ・郡市単位以上の展覧会や各種の大会における活動や実績等
- エ 学校外における活動等
  - ・学校教育以外の諸活動における継続的な活動及び個人参加の大会等における優れた成績等

例:青少年教育活動:市町村教育委員会等主催の活動、ボランティア活動 等

自然体験活動:育成会主催の活動、ボーイスカウト、ガールスカウト 等

その他の教育的活動:スポーツ少年団、スポーツクラブ、武道、音楽・書道教室、検定、資格等

オ その他

・その他、特記すべき事項

## 令和6年度群馬県公立高等学校生徒募集定員

県立高等学校

<u>県</u> 3	立高等学校						
番	<u> </u>	学 校	別	<u> </u>	M 171	学科等別	募集定員
号	学 校 名	募集定		学科・コース等	性 別	全 日 制・フレックス	定時制
Ι	前 橋	全	280	普 通	男	280	
2	前 橋 南	全	200	普 通	男女	200	
3	前 橋 西	全	160	普 通	男女	<b>♦</b> 160	
				国際			
4	前橋女子	全	280	普通	女	280	
5	前橋 東	全	200	総合	男女	200	
6	勢多農林	全	200	植物科学	男女	<b>♦</b> 80	
				植物デザイン			
				動物科学資源動物	男女	20	
				応用動物	男女	20	
				緑地土木	男女	40	
				食品科学	男女	40	
7	 前橋工業	全	240	機械	男女	40	
		_		電子機械	男女	40	
				電気	男女	40	
				電子	男女	40	
				建築	男女	40	
				土木	男女	40	
		定	80	機械	男女		40
				建築	男女		40
8	 前橋商業	全	280	商業	男女	280	
9	前橋清陵	フレックス	160	普 通 昼間部	男女	80	
	33 113/13/12			普 通 夜間部	男女	80	
10	 高 崎	全	280	普通	男	280	
11	高崎東	全	160	普通	男女	160	
12	高崎北	全	240	普通	男女	240	
13		全	80	普通	男女	80	
14	高崎女子	全	280	普通	女	280	
15	吉井	全	160	総合	^ 男女	160	
16	 高崎工業	全	240	機械	男女	40	
	10 3——水	_	210	電気		40	
				情報技術	男女	40	
				建築	男女	40	
				土木	男女	40	
				工業化学	男女	40	
		定	40	工業技術	男女		40
17	 高崎商業	全	280	グローバルビジネス		<b>♦</b> 280	- 10
		_		会計ビジネス	74.71	V 200	
				情報ビジネス			
				総合ビジネス			
		定	40	商業	男女		40
18	 桐 生	全	320	普通	男女	240	FO
		1	520	理数	男女	80	
19	桐生清桜	全	240	普通	男女	160	
	113-117	-	210	普通 アドバンスト探究	男女	80	
20	 桐生工業	全	160	機械	男女	80	
	的工一木	1	100	建設	男女	40	
				雷 気	男女	20	
				創造技術 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	男女	20	
		定	40	工業技術	男女	20	40
ш		~	70	— <b>↓</b> 1 <b>√</b> 11/11	<i>7</i> , A		70

11L		<b>学</b> +	交 別			学科等別:	募集定員
番号	学校名		定員	学 科 · コ - ス 等	性別	全 日 制・フレックス	定時制
21	伊勢 崎	全	280	普通	男女	<b>◆</b> 280	
			200	グローバルコミュニケーション		000	
22	伊勢崎清明	全	200	普通	男女	200	
23	伊勢崎興陽	全	200	総合	男女	200	
24	伊勢崎工業	全	200	機械	男女	80	
				電子機械	男女	40	
				電気	男女	40	
				工業化学	男女	40	
		定	40	工業技術	男女		40
25	伊勢崎商業	全	240	商業	男女	<b>◆</b> 240	
				会 計			
				情報処理			
26	太 田	全	280	普通	男	280	
27	太田東	全	240	普通	男女	240	
28	太田女子	全	240	普 通	女	240	
29	新 田 暁	全	160	総合	男女	160	
30	太田工業	全	160	機械	男女	<b>◆</b> 120	
				電子機械			
				電気情報	男女	40	
31	太田フレックス	フレックス	240	普 通 I部(昼)	男女	80	
				普 通 Ⅱ部(昼)	男女	80	
				普 通 Ⅲ部(夜)	男女	80	
32	沼 田	全	120	普通	男	80	
				普 通 数理科学	男	40	
		定	40	普通	男女		40
33		全	64	普通	男女	32	
		-	•	自然環境	男女	32	
34	沼田女子	全	120	普通	女	80	
	72 - 73		120	普通英数	女	40	
35	利根実業	全	120	生物生産	男女	<b>♦</b> 80	
	11 IVXX		120	グリーンライフ	- ~~	• 00	
				創生工学 機 械	男女	20	
				土木	男女	20	
36		全	200	普通	男	200	
	ив - 171°	定	40	普通	男女	200	40
37		全	200	普通	女	200	+0
38	渋 川	全	200	普通	男	200	
39		全	200	普通	女	200	
40	渋川青翠	全	160	総合	男女	160	
41	一次川月平 渋川工業	全	160	機械	男女	40	
7'	<b>从川</b> 一木	<del>_</del>	100	自動車	男女	40	
				電気	男女	40	
				<sup>竜</sup> ス   情報システム	男女	40	
		定	40	工業技術	男女	40	40
42	<b>花図</b>					<b>◆</b> 160	40
42	藤岡中央	全	160	理 数	男女	₹ 100	
		定	40	普 通	男女		40
43	藤岡北	全	120	生物生産	男女	<b>♦ 120</b>	40
43	膝 叫 儿		120	環境土木	<b>万</b> 久	<b>→</b> 120	
					4		
1. 1.	藤岡工業		120	ヒューマン・サービス	田上	. 120	
44	藤岡工業	全	120	機械	男女	<b>◆</b> 120	
				電子機械	4		
	ė 50		200	電気	m /	200	
45	富岡	全	200	普通	男女	200	. ^
$\square$	ماله جار واحد ماله عاد التحد واحد	定	40	普 通	男女	100	40
46	富岡実業	全	120	生物生産	男女	<b>♦</b> 120	
				地域産業	4		
				電子機械			

番			学 校 別							学科等別	募集定員
号	学 校 名		募集定員	学	科・	<u></u>	- ス	等	性別	全 日 制・フレックス	定時制
47	松井田	全	80	普	通				男女	80	
48	安中総合学園	全	200	総	合				男女	200	
		定	40	普	通				男女		40
49	大間々	全	120	普	通				男女	120	
50	万 場	全	*1 64	普	通				男女	64	
51	下仁田	全	64	普	通				男女	64	
52	吾妻中央	全	200	普	通				男女	80	
				生物	生産				男女	40	
				環境	工学				男女	40	
				福	祉				男女	40	
53	長 野 原	全	64	普	通				男女	64	
54	嬬 恋	全	64	普	通				男女	32	
			*	普	通	スポ	ーツ・傾	建康	男女	16	
						流通	ビジネス	ζ	男女	16	
55	玉 村	全	80	普	通				男女	80	
56	板 倉	全	80	普	通				男女	80	
57	館林商工	全	160	生産	システム				男女	<b>♦</b> 80	
				建	築						
				総合	ビジネス				男女	♦ 80	
				情報	ビジネス						
58	西邑楽	全	200	普	通				男女	120	
				スポ	ーツ				男女	40	
				芸	術	音	楽		男女	20	
						美	祈		男女	20	
59	大 泉	全	160	普	通	•			男女	40	
				生物	生産				男女	40	
				グリーンサイエンス			男女	40			
				食品	科学				男女	40	

<sup>\*|</sup> 尾瀬高等学校自然環境科、万場高等学校普通科(ただし、第2学年において水産コースを希望する者)及び嬬恋高等学校普通科スポーツ・健康 コース(ただし、スケート実技又はスキー実技を選択する者)については、全国募集とする。

## 市立・組合立高等学校

番			学 校 別						学科等別	募集定員
号	学 校 名		募集定員	学	科	•	コース等	性別	全 日 制・フレックス	定時制
市I	前橋市立前橋	全	240	普	通			男女	240	
市2	高崎市立高崎経済	全	280	普	通			男女	245	
	大学附属			普	通		芸術 (音楽系)	男女	15	
							芸術(美術系)	男女	20	
市3	桐生市立商業	全	240	商	業			男女	<b>◆</b> 240	
				情報	処理					
		定	40	商	業			男女		40
市4	太田市立太田	全	*2 160	普	通			男女	(105)	
			(265)	商	業			男女	160	
市5	利根沼田学校組合立	全	*3 160	普	通			男女	52	
	利根商業		(184)						(64)	
				地域	経済			男女	♦ 108	
				情報	経済				(120)	

<sup>\*2</sup> 太田市立太田高等学校の普通科(105人)は、全て太田市立太田中学校からの内部進学者とする。また、商業科への内部進学者がいる場合は、その 数を商業科の募集定員160人から減じる(9月中を目途に確定する。)。

学科等別募集定員に「◆」が付された、前橋西高等学校、勢多農林高等学校、高崎商業高等学校、伊勢崎高等学校、伊勢崎商業高等学校、太田工業高等学校、利根実業高等学校、藤岡中央高等学校、藤岡北高等学校、藤岡工業高等学校、富岡実業高等学校、館林商工高等学校、桐生市立商業高等学校、利根沼田学校組合立利根商業高等学校の I 4校において実施する「くくり募集」の概要は次のとおりである。

<sup>\*3</sup> 利根沼田学校組合立利根商業高等学校の普通科及び地域経済科は、上記の募集定員以外に各学科12人(計24人)を群馬県外から募集する。

<sup>「</sup>くくり募集」の形態について

<sup>「</sup>くくり募集」とは、いくつかの学科について入学者を一括して募集し、入学後に | 年間あるいは半年間共通の学習を行い、実地体験等を通してそれぞれの学科の内容等を十分理解した後に、所属する学科を決定する形態をいう。

<sup>2</sup> 学科定員の弾力的取扱いについて

所属する学科を決定する際には、生徒の希望を最大限に尊重できるよう、それぞれの学科定員を弾力的に運用することもできるものとする。

令和 6 年度群馬県公立高等学校入学者選抜 (様式1-1)

丰 仆

整理番号 ПП

2次元 <u>"</u>

私は、貴校に入学を志願いたします

高等学校長

щ	選	長	H	ર્						作品	マラボ				
			顺	圈	种	±6	亞	7	岳	Q,	ない	١J	لد		
											1				
	写真	(縦4cm×横3cm)	正面上半身脱帽		令和5年10月1日以降 14881 - 1461 - 1	に被形したものとし、  カラー、白黒いずれも	可とする。								
高等学校 受検番号									台 基 捏 重						
	第1志望	第25章							郵便番号	住所				郵便番号	住所
志願する 高等学校	十结形型件	いまナイオー	乗野 少 井 香、	は一次の作技	ふりがな	A V		生年月日		호 H	出身·在学 中学校等	ふりがな	氏名	出化品	Ħ
	<b>志願先</b>							長區	<b>影</b> 拖				<b>张</b>	照者	

県立高等学校入学志願者の受検料については、領収済証明書(領収印のあるもの)又は群馬県収入証紙(群馬県証紙)この欄に貼る。

ただし、定時制課程追加募集については、群馬県収入証紙(群馬県証紙)による納付のみとする。 なお、証紙には印を押さない。 市・学校組合立高等学校入学志願者の受検料については、志願先高等学校が指定する納入方法による。

「入学願書」及び「受検票」については、選抜の種類によって様式及び記載内容が一部異なります

令和 6 年度群馬県公立高等学校入学者選抜 (様式1-2)

脈

偢

赵

## 校印のないものは無効とする。 高等学校 Ш 校 Ш × 町 令和5年10月1日以降に 撮影したものとし、カ ラー、白黒いずれも可と する。 第1志望 第2志望 3 cm) 正面上半身所 互通 志望学科等 異抜の種類 校 受検番号 绐 罪 出

検査実施期日 0 0

る。なお、検査問題の解答に参考となるもの(特別な漢字や英単語、公式や角度等を記入してあるもの等)は携帯できない。その他の携帯品については、必要に応じて高等学 シャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規(三角定規 る。)とする。また、必要に応じて腕時計(計算・通信機能等の付いていないものに限る。)を携帯することもでき 受検の際に必ず持参すること。 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、鉛筆又は も可)、下敷き(高等学校長が携帯を指示した場合に限 **\* \*** 

校長が定める。 入学手続関係書類交付などの際にも必要となるので、 検後も大切に保管する。 ×

## インタビューシート

氏 名			受検番号	*	
志願する学校				高等学校	
志願する	第一志望	科·系·部			コース
学 科 等	第2志望	科·系·部			コース

学校・学科等を志願する理由										
これまでの	3年間を振り返っ	て、頑張ったこ	とや成長したと	思うこと						
		.,								
志願する学	校が設定した質問	]への回答								
質問項目										
質問項目										
質問項目										
質問項目										
質問項目										

- (注意)
- ・志願者直筆とし、文字がはっきりと読めるよう記入する。ただし、\*の欄は、何も記入しない。 ・コピー(白黒)したものを提出し、本書は志願者が保管する。 ・3の項目は、志願先高等学校の「選抜方法等」において記入を求められた質問項目を\_\_\_\_\_内に記入した上で、 質問への回答を記入する。記入を求められていない場合は、空欄のまま提出する。

							調		查	•	書		受	検番号				
	ふりがた	名					性		現住所									
学籍の記録	平成	<del>!</del>	年	月	ļ	日生	別		卒業等	令	和	:	年	月	目	卒業	見込	
2	各教	科の学	智の語	己録			•	(	3 総	合的	な学習	の時	間の記	記録				
###J		観点別学	学習状況	I.		評定												
教科	観点	1年	2年	3年	1年	2年	3年											
	ア																	
国語	イ																	
	ウ							-	4 特	別活	動の証	己録						
	ア								内 容		1	年		2年			3年	
社会	イ																	
	ウ							当	2級活動	力								
	ア																	
数学	イ																	
	ウ							生	三 徒 会 岳   勇	<del>1</del>								
	ア							11	1 3	/3								
理科	イ																	
	ウ							当	2校行事	<b></b>								
	ア																	
音楽	イ							Ĺ	5 行	動の	記録							
	ウ									1	1年	2年	3年	項	目	1年	2年	3年
	ア							基本	いかな生活	舌習慣				思いやり	<ul><li>協力</li></ul>			
美術	イ							健康	・体力の	の向上				生命尊重・	自然愛護			
	ウ							自主	三・自律					勤労・奉付	t			
	ア							責任						公正・公室	<u> </u>			
保健	1							創意	工夫					公共心・公	公徳心			
体育	ウ							П	学 年	欠席	日数		ı	主な	欠席理	由		
技術	1							6										
• 17 MJ	イ							ж	1年		日							
家庭								出欠の	o #									
	ア							の	2年		日							
外国 語	イ							記録	0 /									
苗	ウ							邨	3年		日							
7	参考	となる	諸事項	真等の	記録													
				-														

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。 令和 年 月 日

学校名 校長氏名 職印

# 卒業見込証明書

氏 名

平成 年 月 日生

性別

上記の者は、令和 年 月 日 本校の卒業見込みであることを証明する。

令和 年 月 日

立 中学校長

職印

## 志願先変更願

今和 年 月 日

高等学校長 様

私	は、	志原	預先	変更	(の)	ため、貴校/	への志願を	取り消したい	へので、お願	iいします。		
	受	検		番	号			課程等 (○で囲む)	全日制 ・	フレックスス	クール・	定時制
	去區	銆 1	<i>t</i> -	学科	L笙	第   志望			科·系·部			コース
		·····································	/_	<del>J-</del> 1/1	7	第2志望			科·系·部			コース
	志	願	者	氏	名							
	保	護	者	氏	名							
上	.記の	ここ	とに	つい	いて、	、了承しても	おります。					
	令和	1	年	<u>:</u>	月	日						
						立		校長			職日	p
							tj	刀り取らない。	こと			

(様式4-2)

## 志願先変更証明書

高等学校長 様

学校名

志願者名

本校 を志願していた上記の者は、貴校への志願先変更を希望 しているため、本校の志願を取り消したことを証明します。

また、本校入学志願者の受検料を納付していることを証明します。

※ 令和 年 月 日

高等学校長 \*

職印

(注意) | には、該当する課程、学科等を記入する。

2 ※欄は、先に志願した高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び在籍学校長が全て記入する。

## 志願辞退届

令和 年 月 日

## 高等学校長 様

私は、都合により貴校への志願を辞退したいので、お届けします。

	受 検 番	: 号			課程等 (○で囲む)	全日制 ・	フレック	フススク	ール・	定時制
	志願した学	14 生	第丨志望			科·系·部				コース
	必願した子	竹寸	第2志望			科·系·部				コース
	志願者!	氏 名								
	保護者!	氏 名								
上	記のことにつ	ついて、	、了承してお	おります。						
	令和 年	月	日							
			立		校長				職印	1
				t	刀り取らない	? Y				
(様	式5-2)			,	3 7 - pt 3 G V					
				志願	辞退証	明書				
					学校名	7				
					志願者名	? :				
本	校				を志原	頁していた上	記の者は	、本人の	の都合に	より、
志願	を辞退したこ	ことを記	証明します。							
ŧ	た、本校入学	学志願:	者の受検料を	を納付して	いることを訂	E明します。				
	※ 令和	年	月 日						[	
į	*			高等等	学校長				職印	]

(注意) I \_\_\_\_\_には、該当する課程、学科等を記入する。 2 ※欄は、高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び在籍学校長が全て記入する。

# 学校別選抜結果一覧

令和6年3月5日

立 校長 様

高等学校長

職印

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜の結果は、下記のとおりです。

記

受 検 番 号	氏	名	志望学科等 ・ コース	合 格	不合格

(様式7-1)

# 学校別選抜結果一覧の受領申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

立校長

職印

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜における「学校別選抜結果一覧」については、令和6年3月5日(火)に、直接受領いたします。

## 学校別選抜結果一覧の受領書

令和6年3月5日

高等学校長 様

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜における「学校別選抜結果一覧」を受領いたしました。

(様式7-3)

# 学校別選抜結果一覧の受領に係る委任状

令和6年3月5日

高等学校長 様

立 校長

職印

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜における「学校別選抜結果一覧」の受領に当たっては、 下記の者に委任します。

受領者 職・氏名

# 追検査受検申請書

令和 年 月 日

選抜の種類 全日制課程選抜 ・ フレックススクール選抜

高等学校長 様

私は、追検査の受検を希望するので、申請します。

(注意) Ι \_\_\_\_\_には、該当する選抜の種類を記入する。

	又	仅	钳	3				(○で囲む)	定時制課程選抜	· 連携型達	選抜	
	士丽	i	: 学科	· 生	第 I	志望			科·系·部		コージ	ス
	心际	( 0 /3	子介	<del>1 寸</del>	第2	志望			科·系·部		コージ	ス
			の 受 <sup>-</sup> る事									
	志原	額 者	f 氏	名								
	保言	獲 者	<b>作氏</b>	名								
上記	の記	載事』	頁に村	相違	のない	ヽこと	を証明しる	ます。				
	令和	3	年	月	E	3					,	
						立		校長			職印	
								切り取らない	こと			
(様	式8	-2)	)				追検	查受検承	《認書			
	受	'検番	号									
	志	願者	·名									
本	校の_						選	抜を志願して	いた上記の者につ	いて、追検	食査の受検を承	〈認
しま	す。											
な	お、オ	検査会	会場に	‡ <u>:</u>	*				としま	きす。		
	※ 令	和	年	-	月	日						
	*						高等	学校長			職印	

2 ※欄は、高等学校において記入する。それ以外は、志願者及び在籍学校長が全て記入する。

(様式9)

## 海外帰国者入学者選抜申請書

令和 年 月 日

高等学校長 様

志願者 氏 名

生年月日 平成 年 月 日生

保護者 氏 名

下記の記載事項は、事実と相違ないことを誓約するとともに、海外帰国者入学者選抜の出願及び実施について申請します。

#### I 海外在住地及び在外期間

海外在住地(国名・都市名等)	ļ	胡	間		
	年	月~		年	月
	年	月~		年	月
	年	月~		年	月

### 2 在外期間中に在籍した全ての学校名及び期間

学 校 名	期間	
	年 月~ 年 月	目
	年 月~ 年 月	寻
	年 月~ 年 月	寻

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立 校長

職印

(注意) 中学校等や在外教育施設等に在籍しない者にあっては、校長の証明に代えて、出国及び帰国年月日を示す書類 (パスポートの写し等)を添付すること。

## (様式10-1) 外国籍の者用

# がいこくじんせいととうにゅうがくしゃせんばつしんせいしょ 外国人生徒等入学者選抜申請書

や和 年 月 日

こうとうがっこうちょう さま 高等学校長 様

志願者 氏 名

生年月日 西暦 年 月 日生

保護者 氏 名

た。 ないよう ままが にまなく、外国人生徒等入学者選抜の出願と実施について申請します。

## I 住んでいた国や都市の名前と期間

住んでいた国や都市の名前と期間	期間	
	年 月~ 年	が月
	群	が月
	第 月~ 特	が同

## 2 蓪っていた全ての学校の名前と期間

学校の名前	期間	
	维 肯~ 维 f	
	军 肾~ 军 货	् न
	维	_ ਜੁ

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立校長

職印

(注意) 中学校等や教育施設等に在籍していない場合は、校長による証明の代わりに、出国や帰国、または来日した年月日を ・ 京す書類 (パスポートのコピー等)を付けること。

# がいこくじんせいととうにゅうがくしゃせんばつしんせいしょ外国人生徒等入学者選抜申請書

や和 年 月 日

こうとうがっこうちょう きま 様

志願者 氏 名

生年月日 西暦 年 月 日生

保護者 氏 名

下に書いた内容に間違いはなく、外国人生徒等入学者選抜の出願と実施について申請します。

- I 日常生活で使っている言語
- 2 日本語を習得するための個別の指導の期間

军 肾~ 军 月

3 日本語の習得状況及び中学校等における配慮や支援等

上記の記載事項に相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

立校長

職印

(注意) 」は志願者が、2と3については在籍する中学校長等が記入する。

## 群馬県公立高等学校出願申請書

今和 年 月 日

高等学校長 様

志願者	現住所			
	氏 名	(平成 年	月	日生)
	現住所	÷		
保護者	氏 名			
	志 願 者との続柄	連絡先電話番号		
住転 居 所先				
ちり貴校	に出願した	たいので、申請します。		

下記事由に

記

- Ⅰ 事 由(具体的に記入する。)
- 2 事由を証明する添付書類名

上記の事由に相違なく、

ア 令和6年度入学者選抜における入学志願に当たっては、貴校以外の公立高等学校に出願し ないことを証明します。

イ 本校への出願又は入学を辞退したことを証明します。

令和 年 月 日

立 学校長 職印

(注意) アについては中学校長等が、イについては出願又は入学を辞退した先の高等学校長が証明し、ア又はイのいずれか該当する 方に○を付ける。

# 受検上の配慮に係る状況報告書

				令和	年	月	日
	高等学校長	様					
	立		学校長		職	印	
令和6年度群馬県2 りです。	公立高等学校)	\学者選抜に	おいて配慮が必要な生徒の状況	兄につい	ては、	下記の	とお
			記				
ふりがな							
生徒氏名				(性)	引		)
選抜の種類 (いずれかの□に <b>√</b> )	全日制課程選 フレックスプ 定時制課程選 連携型選抜	スクール選抜	全日制課程再募集  □ フレックススクール再募集  定時制課程再募集	□ 定	時制課程	呈追加募	集
	_						
	l .						

_					
A 障害や病気等の種別	□視覚障害 □情緒障害	□聴覚障害 □自閉症	□知的障害 □学習障害	□肢体不自由 □注意欠陥多動性障害	□言語障害
(該当するものの□に✔)		□病気	□その他(名称		)
B 障害や病気等の状況					
C 日常の学習及び配慮 の状況					
D 受検に際して配慮して ほしいこと					

記載者職・氏名

(注意) できるだけ詳細に記入する。

令和 収入票 <sup>群馬県</sup> 年度 税外	<b>所属</b> 調2 00 教管理課 00	新月月日 的 和的 的 和的 的 和的 108 02 12 02 001	足	茶	額 2,200 円	具立学校受棒科 (全日制高等学校、 中央中等教育学校)							領収印		
<b>(</b> F	調定 70030	# 20	毎	田	<b>4</b> #	- D 語 - M - 位	J	∧ – ½ – ₩	5						
群馬県税外					(C)	8 4			**************************************		校、中央中等教育学校)	しました。	700300 教管理課		
令和	005000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	要 16 年度(和酬) 会計 CD 9 2 5 0 5 0 1 1	報 場 場 場 は 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2 2 0	分核響 GD 0 1 9				<b>県立学校受検料(全日制高等学校、中央中等教育学校)</b>	埋者あて 上記の金額を領収しました。	1指定金融機関収納印		
令和 年度 この用紙は第3次	002000	0000000	000000	17%区分割	2 0 0	<b>3 1 1 1 2</b>	以約区 0 0 0	4-元-4-4	田名	電話番号	臣際	群馬県会計管理者あて	領心	87	
群馬県税外		収納区分		兼	200 В	中央中等	田田			(払込人保管)	F				
事事 李校 (文文		細調			2,	等学校、「	能			<del>1</del>	4付用)				
真収証書 全日制高 中等教育	中 00					ら日制局					(申請書等貼付用)		森	E	(新) (新)
払込書。領収証書 (県立学校受検料(全日制高等学校 、中央中等教育学校)		項目第一組第 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00				県立学校受検料(全日制高等学校、 教育学校)	裏面をご覧ください。	管理課			領収済証明書(由)			2, 200	県立学校受検料(全日制 高等学校、中央中等教育 学校)
令和 年度	<b>影</b>	会計 01 08	住 所	名	金額	松	納付場所	教育委員会管理課			ኅ	住所		金額	松

群馬県税外	調定番号 内配 0000000 000 000 000 000 000 000 000		兼	950 H	- ルススルルー							真 収 印		
版人源	<b>国 節 維節</b> 12 02 001				県立学校受権料 (フレックススクル、定時制高等学校)									
中体験	調定所屬 700300 教管理課 会計 款項 01 08 02	住 所	名名	金額	-E2									
	1991 KH		"	- 5	→ 職 40 校	) 5 P N	V − ¥10	5						
群馬県税外				5 0 0 3 0 0 3	84			**************************************		カール、定時制高等学校	しました。	700300 教管理課		
令和 年度 全度 のの対象を表現したのというである。	005000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	等年度(和語) 会計 CD 5 0 5 0 1 1	のののののののののののののののののののののののののののののののののののののの	6	0 2 7				原立学校受検料(フレックススケール、定時制高等学校)	あて 上記の金額を領収しました。	指定金融機関収納印		
1870	000	00		N		<b>½</b> 0			y Rei	一連工	世	E .		
年度	000000000000000000000000000000000000000	00000000	1796天会 翌	7 0 0	3	以物区分	任所	田谷	電話番号	内容。	群馬県会計管理者あて	領収印		
		00000000		E E	おいまった。	(A)		出	電話番号	緻	群馬県会計管理者	<b>以</b>		
群馬県祝外	収納区分	00000000	17.19	<b>型</b>	おいまった。	が が が が が が が が が が が が が が	#	出	100	松		<b>以</b>		
群馬県祝外	内訳 000 細節 収納区分 171	00000000	17.19	E E	おいまった。	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	#	出	電話番号	松		領心	(現)	
	収納区分	00000000	17.19	E E	D 相 格 俊	10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	#	出	電話番号	緻		領心		県立学校受検料 (フレッ 印 サススクール、定時制高 サスカール、定時制高

資料 1

# 群馬県公立高等学校に係る通学区域について

## ○ 群馬県立高等学校に係る通学区域

群馬県立高等学校管理に関する規則(教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

3 学校の通学区域は、全県一区とする。

附 則

- Ⅰ この規則は、平成Ⅰ9年Ⅰ月Ⅰ日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍していた者 の群馬県立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

## ○ 前橋市立前橋高等学校に係る通学区域

前橋市立高等学校管理規則(前橋市教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

- Ⅰ この規則は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 前橋市立前橋高等学校の通学区域に関する規則(平成 | 2 年前橋市教育委員会規則第 | 0 号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に高等学校等に在籍している者又はこの規則の施行前に高等学校等に在籍していた者の前橋 市立高等学校への転入学及び編入学に係る通学区域については、なお従前の例による。

## ○ 高崎市立高崎経済大学附属高等学校に係る通学区域

高崎市立高崎経済大学附属高等学校管理規則(高崎市教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

3 通学区域は、群馬県全域とする。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## ○ 桐生市立商業高等学校に係る通学区域

桐生市立商業高等学校管理に関する規則(桐生市教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成 | 2年4月 | 日から施行する。

## ○ 太田市立太田高等学校に係る通学区域

太田市立太田高等学校管理に関する規則(太田市教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

2 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## ○ 利根沼田学校組合立利根商業高等学校に係る通学区域

利根沼田学校組合立利根商業高等学校管理に関する規則(利根沼田学校組合教育委員会規則)

(抜粋)

#### 第3条

3 学校の通学区域は、群馬県全域とする。

附 則

この規則は、平成 | 9年4月 | 日から施行する。

## 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定

福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会(以下「協定県教育委員会」という。)は、隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校(市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。)(以下「公立高等学校」という。)への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

#### (入学志願)

- 第 | 条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は、当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものと する
- 2 前項の規定にかかわらず、一家転住その他特別な事情のある者については、県立高等学校長は、隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。
- 3 第 | 項の規定にかかわらず、協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合、当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては、別に定めることができる。

#### (平等の取扱い)

第2条 県立高等学校長は、隣接県からの入学志願者について、県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

#### (併願の禁止)

- 第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。
- 2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は、出願に際し、県内及び県外の他の公立高等学校 と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし、第2次募集又は再募集以後の出願においては、この限 りでない。

#### (市町村立高等学校等との関係)

- 第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては、該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と、当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ、別に定める。
- 2 前項に規定する調整の結果、隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適 用する場合は、この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

#### (細部の委任)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

### (適用)

第6条 この協定は、平成 | 9年4月 | 日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

この協定を証するため、本書6通を作成し、そのすべてに協定県教育委員会教育長記名押印のうえ、それぞれの教育 委員会が各1通を保有する。

平成 | 8年 | 1月30日

福島県教育委員会教育長 茨城県教育委員会教育長 栃木県教育委員会教育長 群馬県教育委員会教育長 埼玉県教育委員会教育長 千葉県教育委員会教育長

# 各高等学校の選抜方法等について

各高等学校の選抜方法等については、以下の群馬県教育委員会のWebページ又は各高等学校のWebページから確認することができます。

令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜における「各高等学校の選抜方法等」について

https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/213844.html



## ○ 連絡先・所在地等一覧

番号	選抜の 種 類	高等学校名	電話番号	郵便番号	所 在 地
1	全	前橋	(027)232-1155	371-0011	前橋市下沖町 321-1
2	全	前 橋 南	(027)265-2811	379-2147	前橋市亀里町
3	全	前 橋 西	(027)251-8686	370-3574	前橋市清野町 180
4	全	前橋女子	(027)221-4188	371-0025	前橋市紅雲町 2-19-1
5	全	前 橋 東	(027)263-2855	371-0002	前橋市江木町 800
6	全	勢多農林	(027)231-2403	371-0017	前橋市日吉町 2-25-1
7	全 定	前 橋 工 業	(027)264-7100	371-0006	前橋市石関町   37-1
8	全	前 橋 商 業	(027)221-4486	371-0805	前橋市南町 4-35-1
9	フ通	前 橋 清 陵	(027)221-3073	371-8573	前橋市文京町 2-20-3
10	全 通	高 崎	(027)324-0074	370-0861	高崎市八千代町 2-4-1
11	全	高 崎 東	(027)352-1251	370-0014	高崎市元島名町 1510
12	全	高 崎 北	(027)373-1611	370-3534	高崎市井出町 1080
13	全	榛名	(027)374-0053	370-3342	高崎市下室田町 953
14	全	高 崎 女 子	(027)362-2585	370-0062	高崎市稲荷町 20
15	全	吉井	(027)388-3511	370-2104	高崎市吉井町馬庭 1478-1
16	全定	高 崎 工 業	(027)323-5450	370-0046	高崎市江木町 700
17	全 定	高 崎 商 業	(027)361-7000	370-0041	高崎市東貝沢町 3-4
18	全 通	桐生	(0277)45-2756	376-0025	桐生市美原町 1-39
19	全	桐 生 清 桜	(0277)52-2455	376-0011	桐生市相生町 3-551-1
20	全 定	桐生工業	(0277)22-7141	376-0054	桐生市西久方町  - -4
21	全	伊 勢 崎	(0270)40-5005	372-0033	伊勢崎市南千木町 5239-1
22	全	伊勢崎清明	(0270)25-5221	372-0031	伊勢崎市今泉町 2-331-6
23	全	伊勢崎興陽	(0270)25-3266	372-0045	伊勢崎市上泉町 212
24	全 定	伊勢崎工業	(0270)25-3216	372-0042	伊勢崎市中央町 3-8
25	全	伊勢崎商業	(0270)25-4551	372-0001	伊勢崎市波志江町 1116
26	全	太田	(0276)31-7181	373-0033	太田市西本町 12-2
27	全	太田東	(0276)45-6511	373-0801	太田市台之郷町 448
28	全	太田女子	(0276)22-6651	373-8511	太田市八幡町 16-7

番号	選抜の 種 類	高等学校名	電話番号	郵便番号	所 在 地
29	全	新 田 暁	(0276)57-1056	370-0347	太田市新田大根町 999
30	全	太田工業	(0276)45-4742	373-0809	太田市茂木町 380
31	フ通	太田フレックス	(0276)31-8047	373-0844	太田市下田島町   243-
32	全 定	沼田	(0278)23-1313	378-0054	沼田市西原新町 1510
33	全 連	尾瀬	(0278)56-2310	378-0301	沼田市利根町平川 1406
34	全	沼 田 女 子	(0278)22-4495	378-0043	沼田市東倉内町 753-3
35	全	利 根 実 業	(0278)23-1131	378-0014	沼田市栄町 165-2
36	全 定	館林	(0276)72-4307	374-0041	館林市富士原町   24
37	全	館林女子	(0276)72-0139	374-0019	館林市尾曳町 6-1
38	全	渋川	(0279)22-4120	377-0008	渋川市渋川 678-3
39	全	渋 川 女 子	(0279)22-4148	377-0008	渋川市渋川 2684
40	全	渋 川 青 翠	(0279)24-2320	377-0008	渋川市渋川 3912-1
41	全 定	渋 川 工 業	(0279)22-2551	377-0008	渋川市渋川 8-1
42	全 定	藤岡中央	(0274)24-6660	375-0015	藤岡市中栗須 909
43	全	藤 岡 北	(0274)22-2308	375-0017	藤岡市篠塚 90
44	全	藤岡工業	(0274)22-2153	375-0012	藤岡市下戸塚 47-2
45	全 定	富岡	(0274)63-0053	370-2343	富岡市七日市  425-
46	全	富岡実業	(0274)62-0690	370-2316	富岡市富岡 451
47	全	松 井 田	(027)393-1525	379-0222	安中市松井田町松井田 803-1
48	全 定	安中総合学園	(027)381-0227	379-0116	安中市安中 1-2-8
49	全	大間々	(0277)73-1611	376-0102	みどり市大間々町桐原 193-1
50	全 連	万 場	(0274)57-3119	370-1503	多野郡神流町生利  549-
51	全	下 仁 田	(0274)82-3124	370-2601	甘楽郡下仁田町下仁田 550-1
52	全	吾 妻 中 央	(0279)75-3455	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町 1303
53	全	長 野 原	(0279)82-2388	377-1305	吾妻郡長野原町与喜屋 21-1
54	全 連	嬬恋	(0279)97-3008	377-1526	吾妻郡嬬恋村三原 482-1
55	全	玉村	(0270)65-2309	370-1134	佐波郡玉村町与六分 14
56	全	板    倉	(0276)82-1258	374-0132	邑楽郡板倉町板倉 2406-2
57	全	館林商工	(0276)84-4731	370-0701	邑楽郡明和町南大島 660
58	全	西 邑 楽	(0276)63-5851	370-0514	邑楽郡大泉町朝日 2-3-1
59	全	大 泉	(0276)62-3564	370-0511	邑楽郡大泉町北小泉 2-16-1
市丨	全	前橋市立前橋	(027)231-2738	371-0051	前橋市上細井町 2211-3
市 2	全	高 崎 市 立 高崎経済大学附属	(027)344-1230	370-0081	高崎市浜川町  650-
市 3	全 定	桐生市立商業	(0277)44-2477	376-0026	桐生市清瀬町 6-1
市 4	全	太田市立太田	(0276)31-3321	373-0842	太田市細谷町 1510
市 5	全	利根沼田学校組合立 利 根 商 業	(0278)62-2116	379-1313	利根郡みなかみ町月夜野 591

※ 選抜の種類 … 全:全日制課程選抜(再募集) フ:フレックススクール選抜(再募集) 定:定時制課程選抜(再募集・追加募集) 通:通信制課程選抜 連:連携型選抜

# 高等学校の学科の概要

学科※	概    要
普 通 科	普通科では、国語、数学、外国語などの普通教科及び一人一人の個性等に応じた多様な選択科
	目の学習を通して、社会人として必要な教養を身に付けるとともに、個性の伸長を図っています。
	多くの学校で、生徒の幅広い進路希望に応じた類型やコースを設け、上級学校への進学、企業等
	への就職など、それぞれの生き方に求められる能力を身に付けるための学習が行われます。
農業科	バイオテクノロジー等の先端分野から食品加工・流通、環境、園芸等の分野まで、地域や生徒
	のニーズに対応した学習により、生命を愛し、食と環境を支える人材を育成しています。主な学
辰 未 竹	科としては、生物生産系学科、食品系学科、地域産業科、グリーンサイエンス科、環境土木系学
	科、ヒューマンサービス系学科などがあります。
	「ものづくり」教育を基本として、実験・実習などの実際的・体験的な学習を重視するととも
工業科	に、工業技術の進展に対応した学習により、工業の各分野で活躍できる人材を育成しています。
	主な学科としては、機械科、電子機械科、電気科、建築科、土木科、情報技術科などがあります。
商業科	経済の仕組みや、情報・会計活用能力、マーケティング能力、語学力などのビジネスの基礎・
	基本を学習するとともに、コンピュータ等を活用した実践的な授業を通し、変化する経済社会を
向未行	支える人材を育成しています。主な学科としては、商業科、情報処理科、会計科、グローバルビ
	ジネス科などがあります。
	福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術と心を学ぶとともに、訪問介護員(ホームヘルパー)
福 祉 科	研修の実施及び福祉施設や居宅サービスの中核的な役割を担う介護福祉士の国家試験受験資格取
	得を目指しています。
理 数 科	高等学校の共通科目を広く学習するとともに、科学や数学に関する専門科目を学習し、科学
2 妖 行	的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高めることを目指しています。
	人間と自然との関わりについて理解を深め、「自然との共生」を図ることのできる人づくりを
自然環境科	目指しています。また、豊かな自然環境を生かした体験的学習を通して、自然や環境保護につい
	ての実践的な能力や態度を育てます。
	広く体育・スポーツに関する技能や意識を学び、「する、みる、支える、知る」などのスポー
スポーツ科	ツへの多様な関わり方を自ら実践する能力を身に付けます。また、スポーツの推進及び発展の担
	い手としての基礎的資質を備えた人材の育成を目指します。
	芸術(音楽又は美術)に関する専門的な学習を通して、創造的な表現や鑑賞の能力を高め、芸
芸 術 科	術系の大学等への進学を目指すとともに、豊かな感性と芸術・文化の発展に寄与する態度を育て
	ます。
国際科	英語を中心とした外国語の学習を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、国際
(グローバルコミュニケーション科)	関係科目の学習や国際交流の体験により、豊かな国際感覚を育成します。
総合学科	普通教科や専門教科などの幅広い選択科目の中から、生徒が将来の進路や興味・関心等に応じ
	て科目を選択し、自分自身の時間割を作成して学習していく学科です。科目選択の目安として、
	各学校の特色を生かした系列が設けられています。

※ この表の学科は、いわゆる大学科による区分です。例えば、工業科を設置する学校では、大学科としての工業科の中に機械科、電気科などの学科が設置されています。また、自然環境科は、理数科に含めて扱うことがあります。

## 「群馬県のハイスクールガイド」Webページ

インターネットを利用して各高等学校や学科等の案内を検索することができます。 https://hsg.gsn.ed.jp/ にアクセスして、各情報をご覧ください。

## 令和6年度群馬県公立高等学校入学者選抜日程

#### 令和6年

月	日	曜	事項	月	日	曜	事項				
2	I	木		3	I	金					
	2	金	入学願書等受付		2	土					
	3	土			3	日					
	4	日			4	月					
	5	月	入学願書等受付【志願状況の公表17:00】		5 火 合格者発表 [再募集実施校等の公表12:00]						
	6	火			6	水	追検査実施				
	7	水			7	木					
	8	木	第   回志願先変更【志願状況の公表17:00】		8	金					
	9	金			9	土					
	10	土			10	日					
	- 11	日	(建国記念の日)		П	月	追検査合格者発表				
	12	月	(振替休日)		12	火		ΙП			
	13	火		1	13	水		ΙП			
	14	水	第2回志願先変更【志願状況の公表17:00】	1	14	木	再募集入学願書等受付	ΙП			
	15	木		1	15	金	再募集入学願書等受付 [志願状況の公表17:00]	通			
	16	金	付記3及び4による出願	1	16	土		信			
	17	土		1	17	日		制 課			
	18	日		1	18	月		程 選 —			
	19	月	付記3及び4による出願 [志願状況の公表17:00]	1	19	火		抜			
	20	火		1	20	水	(春分の日)	入 学			
	21	水	学力検査等実施	1	21	木		願			
	22	木	(定時制課程選抜は21日のみ実施)		22	金		書等			
	23	金	(天皇誕生日)	1	23	土		受			
	24	土		1	24	日		付一			
	25	日		1	25	月	再募集合格者発表	ιП			
	26	月		1	26	火		ΙП			
	27	火		1	27	水	定時制課程追加募集受付	ΙĦ			
	28	水		1	28	木	定時制課程追加募集受付	╷ᅢ			
	29	木		1	29	金		一			
				1	30	土					
					31	日					

- 「通信制課程選抜」の出願期間は、3月 | | 日(月)から3月28日(木)までとする。
- 入学願書の作成に係る「ぐんま電子申請受付システム」の手続受付期間は、選抜の種類ごとに異なる。 受付期間や作成方法等については、別記 I ( | 9ページ~)を確認する。
- 入学願書等受付については、受付時間を設けているので、それぞれの選抜の当該ページを確認する。
- 各高等学校の選抜方法等については、県教育委員会Webページ(https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/213844.html) 又は各高等学校のWebページで確認する。
- 志願状況の公表等は、県教育委員会Webページ (https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/100682.html) で確認する。

#### ○ 問合せ先 群馬県教育委員会事務局 高校教育課教科指導係

所在地 郵便番号 371-8570 前橋市大手町一丁目 | 番 | 号

電 話 (027) 226-4645・4647・4649 (直通)

FAX (027) 243-7759

※ 県内の公立中学校等については、中学校を設置する各市町村教育委員会を通じて、お問合せください。